議　　長　日程第２「請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書の議会運営委員会報告」を議題といたします。

本案については議会運営委員会の審査報告を求めます。委員長　平野由里子君。

議会運営委員長　令和８年６月４日松田町議会議長南雲まさ子殿、議会運営委員会委員長、平野由里子、議会運営委員会報告書。

本委員会は、令和８年６月３日及び４日に委員６名全員出席のもと、役場４階大会議室において委員会を開催し、令和８年第２回議会定例会において付託された請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書を審査しましたので、次のとおり報告します。

記、

１、審査の結果、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

２、審査の内容、参考人として請願者の説明を聞いた後、政策推進課及び総務課の課長及び担当職員出席のもと、松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書について質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、採択すべきものと判断しました。

なお、必要に応じて地方自治法第100条に基づく調査権の行使を含め実効性のある調査体制を整備することを要望します。

議　　長　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。反対討論はない。

９　番　井　　上　それでは、賛成討論をさせていただきます。私は本請願の紹介議員として、また、委員会報告に賛成の立場から討論を行います。

今回の請願は、オンデマンド交通事業における未払い問題や事業収支の悪化などについて事実関係を整理し、議会として、町民への説明責任を果たすため、調査特別委員会の設置を求めるものです。

本事業は、地域公共交通の維持確保を目的として実施され、公費も投入されてきた事業であります。特に交通手段の確保が重要な地域において、多くの町民の期待を受けて進められてきた経緯があります。

しかしながら、現在、運行協力事業者への未払い問題や、事業収支の状況、関係機関の役割分担、事業運営に至る意思決定の過程などについて、町民の間に様々な疑問や不安の声が生じています。

本請願は、特定の個人や団体の責任を断定したり、追及したりすることを目的とするものではありません。むしろ何が起きたのか。どのような経緯で事業が進められたのか、そして今後同様の事業を進める上で、どのような課題があったのかを客観的に整理し、将来に生かしていくことを目的とするものであります。

委員会においても慎重な審査が行われ、その結果、全会一致で採択すべきものとの結論に至りました。また、委員会報告においては、必要に応じて地方自治法第100条に基づく調査権の行使も含め、実効性のある調査体制を整備することが要望されています。これは最初から強い権限行使を目的とするものでなく、議会として必要な事実確認を適切に行うための手段を確保しておくべきであるという趣旨であります。

本件は、単なる１事業の問題にとどまりません。行政と民間が連携して行う事業の在り方、公金支出の透明性、そして、地域公共交通の将来にも関わる重要な課題であります。だからこそ、議会としての事実関係を整理し、町民への説明責任を果たし、今後の行政運営に生かしていく必要があります。調査すること自体に反対する理由はなく、むしろ議会としての責務であり、議会が調査を行うことは、誰かを非難するためではなく、町民の信頼に応えるためであります。議員各位におかれましては、ぜひ委員会報告に賛同いただき、本請願を採択されますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

議　　長　　ほかにございませんか。

１　番　北　　村　　よろしくお願いします。本請願に賛成の立場から討論いたします。私は、本

請願の採択がただ誰かを責めたり、対立を深めたりするためのものではなく、住民の皆様の声を受け止め、町政への理解と信頼を深めるためのものであると考えております。

住民の皆様の中に疑問や不安の声があるのであれば、それに真摯に向き合うことも議会の役割でございます。そして、その過程を通じて、お互いの立場を尊重しながら理解を深め、よりよい松田町を目指していくことが大切だと考えます。

本請願の採択は、対立ではなく対話につながり、オール松田でまちづくりを進めていくための一歩となることを期待し、賛成討論といたします。

議　　長　ほかにございますか。

７　番　平　野　私は最初に議会運営委員会の委員長でしたので、委員会の中で賛否を表明することはできませんでしたので、改めてここで表明をいたしたいと思います。

私もこちらのこの２号だけでなく、１号も含め請願に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず最初に、百条調査権というものは、その調査の間に偽証があれば刑罰を伴うなど、非常に強い力があり、その使い方によっては調査をする側にも、される側にも心理的、社会的な痛みを伴う諸刃の剣である。そしてその行使の前提としては、不正があると強く疑われる。場合によっては犯罪性があるような、そんな場合に使うに至る議会にとっては、いわば伝家の宝刀であると思っております。

このような認識があるので、こちらの２件の請願を見たときの第一印象はよくないものだったと正直申し上げます。そしてまた、紹介議員に関しては、請願者が問題としている事業が進行していた時期に監査であったことから、どうしてそのような紹介議員を引き受けたのかと、違和感を感じ得ませんでした。

しかし改めて請願内容を読み返してみると、請願者が知りたいことは、むしろ町の内部のことが大半であって、その関わりの中で、外部の団体のことも言及されているというふうに理解しました。

そして、二人の請願者のお話を聞いてみたところ、地域の足について常に悩

みを持ち、この事業が始まったときには大きな期待をし、また、身近な方がこのシステムを便利に使っているということも見聞きしており、そしてそれだからこそ、このような結末を迎えたことに失望し、なぜこんなことにという気持ちになったのだと。そして経過の詳細を知りたくなった。そして請願に至ったということが、私は理解しました。それは過ぎた事業をただ掘り返してほしいと言っているだけではなく、今後の地域交通を何とかよくするために、しっかりと検証してほしいというお気持ちなのだと理解しました。それは取りも直さず、議会が毎年行っている未来のために過ぎた年度を振り返って、決算審査に臨む気持ちと何ら変わるところはなく、この複数年度にわたる事業について詳細に検証することは、むしろ我々議会にとって必要な仕事であると考えるに至りました。これは私の変化だけではなく、恐らく委員の皆さん全員がそう感じるようになっていたのではないかと思います。

委員長として進行を司っていて、途中から最終的な決を取るまでもなく、皆さんが調査に対し、大変前向きな発言になっていったことを感じました。

しかし、百条調査権は、先ほど申し上げたとおり、非常に強い力であり、その行使には、様々な手を尽くして最終的に判断すべきものというふうに我々議員が持っている必携にも書かれておりますので、まず、常任委員会が正式に保持する事務調査権を使って調査を始めていただく。そして、その調査結果に不足があれば、慎重な判断の上、百条調査特別委員会を設置し、そして調査を深めていただきたいと思い、この請願に賛成いたします。

議　　長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり ）

ないようですので、討論を打ち切って、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を打ち切り採決を行います。

請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり採択されました。

それでは、所管の総務文教常任委員会は、この件の調査をお願いいたします。